

横浜市国民保護対策本部及び横浜市緊急対処事態対策本部条例

制 定 平成 17 年 12 月 28 日 条例第 113 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号。以下「法」という。）第 31 条及び法第 183 条において準用する法第 31 条の規定に基づき、横浜市国民保護対策本部（以下「本部」という。）及び横浜市緊急対処事態対策本部に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

- 第 2 条** 国民保護対策本部長（以下「本部長」という。）は、本部の事務を総括する。
- 国民保護対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、本部長を助け、本部の事務を整理する。
 - 国民保護対策本部員（以下「本部員」という。）は、本部長の命を受け、本部の事務に従事する。
 - 本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。
 - 前項の職員は、本市の職員のうちから、市長が任命する。

(会議)

- 第 3 条** 本部長は、本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、本部の会議（以下「会議」という。）を招集する。
- 本部長は、法第 28 条第 6 項の規定に基づき、国の職員その他本市の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

(部)

- 第 4 条** 本部長は、必要と認めるときは、本部に部を置くことができる。
- 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。
 - 部に部長を置き、本部長の指名する本部員をもって充てる。
 - 部長は、部の事務を掌理する。

(区対策部)

- 第 5 条** 本部長は、区の区域における本部の事務を処理するため、本部に区対策部を置くことができる。
- 区対策部に属すべき本部員は、本部長が指名する。
 - 区対策部に区対策部長を置き、本部長の指名する本部員をもって充てる。
 - 区対策部長は、区対策部の事務を掌理する。

(現地対策本部)

- 第 6 条** 国民保護現地対策本部に国民保護現地対策本部長、国民保護現地対策本部員その他の職員を置き、副本部長、本部員その他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。
- 国民保護現地対策本部長は、国民保護現地対策本部の事務を掌理する。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

(準用)

第 8 条 第 2 条から前条までの規定は、横浜市緊急対処事態対策本部について準用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。